

議案第11号

みやき町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

みやき町火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8年 3月 9日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、鳥栖三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部改正に伴い、みやき町火入れに関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町火入れに関する条例の一部を改正する条例

みやき町火入れに関する条例（平成17年みやき町条例第100号）の一部を次のように改正する。

第14条中「乾燥注意報」の次に「、林野火災に関する注意報」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町火入れに関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても強風注意報、乾燥注意報_____又は火災警報が発令された場合には火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報_____若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても強風注意報、乾燥注意報、<u>林野火災に関する注意報</u>又は火災警報が発令された場合には火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報、<u>林野火災に関する注意報</u>若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</p>